

資料

保存期間：5年

(令和8事務年度末)

令和4年6月21日

第3回 国税庁保有行政記録情報を用いた 税務大学校との共同研究に関する有識者会議

国税庁

本日の資料内容

1. 今後の共同研究公募時期について

2. 既採択研究における共同研究者追加について

3. 今後のスケジュール

1 今後の共同研究公募時期について

• 最適な共同研究開始時期について

- 日本の研究機関では、4～7月は前期講義期間、9～翌1月は後期講義期間になるケースが多く、また、2～3月は入学試験や新学期準備の校務に時間を割かれることが多い。
- こうしたことから、一般的には8月が、研究に集中できるまとまった時間を確保できると考えられるところ、共同研究に外部研究者が積極的に参画できる機会を確保する観点から、今後8月を共同研究の開始時期とし、定常化を図ることとしたい。

※ 独立行政法人科学技術振興機構による研究補助金（いわゆる科研費）についても、概ね6月下旬～8月上旬に交付決定され、その2～3週間後に補助金送金がなされるスケジュールとなっている。

- 定常的な共同研究公募時期については、上記趣旨を踏まえ、令和5年3月に公募を開始し、令和5年8月に研究開始とする。

	令和4年												令和5年												令和6年												令和7年										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1～										
第1期共同研究		● 有識者会議	(通知・任用)	★ 共同研究開始													◇ 中間報告	● 有識者会議													◇ 公表前報告	◇ 成果等審査	● 有識者会議	◆ 成果物公表													
	1	2	3	4													5	6													7	8	9	10													11
定常的な共同研究開始時期								← テーマ検討 →					● 有識者会議	← 公募 →			◇ 内部審査	● 有識者会議	(通知・任用)	★ 共同研究開始													◇ 中間報告	● 有識者会議													3
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8													9	10													11

1 今後の共同研究公募時期について

- 令和5年3月公募までの間の公募について（案）

- ガイドライン「第5の5」において、共同研究については「1年に1回程度」募集を行うこととされているところ、第2期の研究開始を令和5年8月とすると、第1期の研究開始から1年4か月の期間が空くこととなる。

第5 個票データ等の利用申出手続

5 利用申出の期間と方法

国税庁は、1年に1回程度、代表者になっている申出者からの申出書の提出を郵送又は電子メールによって求めるものとする。具体的な受付期間、受付窓口等については、国税庁のホームページにて事前に公表するものとする。

- また、第1期の共同研究に対しては、合計11件の応募があったところであり、共同研究への参画ニーズは一定程度あると考えられること、また、国税庁としてもオープンデータを積極的に推し進める観点から、研究の機会を確保することが重要であると考えられる。
- こうしたことから、令和5年3月公募の前、令和4年9月上旬～10月下旬の期間で第2期の公募をすることとしてはどうか。
- なお、この第2期公募の実施に当たっては、現在、第1期の共同研究が開始されたばかりであり、追加募集に対応する人員等、リソースの確保が十分に行うことができない可能性も鑑み、
 - ① 第1期公募と同様のテーマ及びデータを使用する
 - ② 国税庁側で研究人員確保ができた範囲内での公募件数とすることとしたい。

※ 既存の研究の進捗状況によっては、税務大学校で研究用端末での作業頻度に制限がかかる可能性も想定。

1 今後の共同研究公募時期について

最終的な今後の共同研究公募時期スケジュール（案）

	令和4年												令和5年												令和6年												令和7年																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1～																	
第1期 共同研究		● 有識者会議	(通知・任用)	★ 共同研究開始	[Blue shaded area]												◇ 中間報告	● 有識者会議	[Blue shaded area]												◇ 公表前報告	◇ 成果等審査	● 有識者会議	◆ 成果物公表																				
第2期 共同研究					● 有識者会議	← 公募 →					● 有識者会議	(通知・任用)	★ 共同研究開始	[Green shaded area]												◇ 中間報告	● 有識者会議	[Green shaded area]												◇ 公表前報告	◇ 成果等審査	● 有識者会議	[Green shaded arrow]											
第3期 共同研究								← テーマ検討 →			● 有識者会議			← 公募 →	← 内部審査 →	● 有識者会議	(通知・任用)	★ 共同研究開始	[Yellow shaded area]												◇ 中間報告	● 有識者会議	[Yellow shaded arrow]																					
第4期 共同研究																				← テーマ検討 →		● 有識者会議				← 公募 →	← 内部審査 →	● 有識者会議	(通知・任用)	★ 共同研究開始	[Grey shaded arrow]																							

2 既採択研究における共同研究者追加について

・ 採択研究代表者からの研究者追加の申出

- ・ 採択研究代表者から研究者追加の申出があったため、ガイドラインの規定に則り、ご意見賜りたい。

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手續

国税庁による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更

国税庁が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに国税庁に届け出る。

① 利用者に関する申出内容（氏名等）に変更が生じた場合

② 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に変更が生じた場合

（以下略）

(2) 有識者会議の審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただ

し、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

国税庁は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、**当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。**

（以下略）

2 利用者の変更

利用者の変更については、次のとおり対応する。

(1) （略）

(2) 利用者の追加又は交代

利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により申出手続を行う。

なお、国税庁は、1(2)の規定に準じて、個票データ等の利用の承諾をする。（以下略）

第6 利用申出に対する審査・決定

1 個票データ等利用申出に関する審査・決定

個票データ等の利用申出に係る審査は、申出者が提出する第5に定める書類及び2に定める審査基準に基づき、有識者会議に助言を求めた上で、国税庁において行う。有識者会議は、国税庁の求めに応じて審査を実施し、その終了後に意見を取りまとめて国税庁に提出するが、最終的な個票データ等の利用の諾否は国税庁が決定する。

（以下略）

3 今後のスケジュール

【第1期採択の共同研究関係】

- 令和5年5月頃 中間報告
- 令和5年6月頃 中間報告に関する有識者会議
- 令和5年11月頃 国税庁内における成果物の発表会
- 令和6年1月頃 成果物公表にかかる個人情報及び行政上の部内審査
- 令和6年2月頃 成果物公表に関する有識者会議
- 令和6年4月頃 成果物公表

※上記はモデルケースでの予定であり、国税庁内部での手続や研究の進捗によって前後する場合があります

【第2期以降の共同研究関係】

- 本日の有識者会議でのご助言を踏まえて決定

※令和4年2月24日開催 第2回有識者会議資料の再掲

	R4年						R5年						R6年																				
	R3事務年度			R4事務年度						R5事務年度																							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
第1期 共同研究		● 有識者 会議	(通知・ 任用)	★ 共同 研究 開始												◇ 中間 報告	● 有識 者会 議						◇ 公表 前報 告	◇ 成果 等審 査	● 有識 者会 議				◆ 成果 物公 表				7